



不妊治療費等の助成を実施します

〔由仁町不妊治療等助成事業〕



国が先進医療としている不妊治療の治療費と、その交通費の一部を助成します。
令和8年度治療分からは、町独自にその助成額を拡大します。

●対象者

次のすべてに該当する方

- ①先進不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が、43歳未満の夫婦
- ②町内に住所を有し居住している方
- ③婚姻をしている夫婦（事実婚関係にある場合も含む）
- ④世帯構成員が町税等の町の公共料金を滞納していない方
- ⑤他の市町村において、先進不妊治療に要した費用の助成を受けていない方
- ⑥対象となる医療機関で、先進医療と指定された治療法を令和5年4月1日以降に開始した方

なお、対象となる医療機関と先進医療技術は、由仁町ホームページをご覧ください。

●助成内容

①治療費の助成

医療保険適用の特定不妊治療と併用して実施した先進不妊治療費（検査料を含む）のうち、7割（最大105,000円）を助成します。助成回数については、保険診療となる不妊治療と同じ回数です。

女性 40歳未満：1子ごとに6回まで
43歳未満：1子ごとに3回まで

男性 女性への助成ごとに1回まで

②交通費の助成

自宅から医療機関まで片道25kmを超える場合に、交通費の一部を助成し、25km～50kmの場合は1回につき1,226円です。50kmを超える場合の助成額は申請時にご確認ください。

※ただし、令和5～7年度の治療分については、令和7年度までの助成額①最大35,000円、②1回953円を適用します。

●助成手続

医療機関で治療費を受けた証明書や領収書にもとづき助成します。

次の書類をそろえて、保健福祉課窓口へ提出してください。

なお、申請書類等は、保健福祉課窓口でもお渡しできますが、由仁町ホームページからダウンロードすることもできます。

- ①由仁町不妊治療等助成事業申請書
- ②由仁町不妊治療等助成事業受診等証明書
- ③検査および治療に要した費用に係る領収書及び明細書の写し
- ④公共交通機関の領収書の写し、または自宅から医療機関までの経路がわかる書類
- ⑤申請者の本人確認書類の写し及び振込先口座の写し
- ⑥事実婚関係の場合は、戸籍謄本および事実婚関係に関する申立書

～問合せ・申請先～

保健福祉課保健予防担当（由仁町健康元気づくり館内）

☎0123-83-4750